

## 別紙

### 平成28年度事業報告書

岡山弁護士会

#### 1 活動の概要

平成28年度は、「立憲主義」をテーマとした憲法記念県民集会、「国家緊急権」に関する集会、「共生社会の実現を目指して－障害者差別解消法の活かし方」と題するパネルディスカッション、「徹底討論、死刑。－考え悩む世論－」と題するシンポジウム、「リーガルソーシャルワークシンポジウム－福祉と司法の連携による権利擁護を考える－」と題したシンポジウムを開催するなど、憲法問題に関する意見の発信、高齢者・障がい者などの社会的弱者の人権問題及び刑事司法問題について特に集中して取り組みました。

また、司法アクセス障害の解消に向けた取組として、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村の4市町村と、出張仲裁実施に関する協定を締結しました。

さらに、人権擁護や社会正義実現のための各種活動及び法教育の強化に向けた活動を行いました。

災害に関する取組として、東日本大震災の被災者に対する支援活動も継続して行ったほか、災害時における県内市町村との連携を図るため、自治体から要請があれば、避難所等へ弁護士を派遣し無料相談を実施するといった内容の災害協定を、赤磐市、笠岡市、総社市、岡山市、倉敷市、真庭市の6市と締結しました。

#### 2 主な活動

##### (1) 集会等

ア 平成28年5月7日、平成28年度憲法記念県民集会として、「危機に立つ立憲主義－安保法廃止を目指して」をテーマに講演会とパレードを実施しました。

イ 平成28年8月28日、「共生社会の実現を目指して－障害者差別解消法

の活かし方」と題するパネルディスカッションを実施しました。

ウ 平成28年9月10日、人権擁護大会プレシンポジウムとして「徹底討論、死刑。－考え悩む世論－」を実施しました。

エ 平成28年11月19日、当会遺言相続センター設立6周年記念イベントとして、当会会員による寸劇を交えたセミナー、講演、無料相談会をじつしました。

オ 平成29年3月19日、真庭ひまわり公設事務所6周年記念イベント「リーガルソーシャルワークシンポジウム－福祉と司法の連携による権利擁護を考える－」と題したシンポジウムを実施しました。

## (2) 人権擁護、社会正義実現のための各種活動

ア 上記(1)の集会等

イ 会長声明

死刑執行に反対する会長声明（平成28年4月1日）、消費者契約法改正についての意見書（平成28年4月20日）、朝鮮学校に対する適正な補助金交付を求める会長声明（平成28年6月8日）、ハンセン病「特別法廷」最高裁判所調査報告に関する会長声明（平成28年7月13日）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に対する会長声明（平成28年8月9日）、沖縄における機動隊による地元紙記者排除に強く抗議する会長声明（平成28年11月9日）、いわゆる共謀罪法案の提出に反対する会長声明（平成28年11月9日）、死刑執行に関する会長声明（平成28年12月1日）、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）の成立に抗議し、法律の廃止を求める会長声明（平成29年3月8日）、改めて少年法の適用年齢引き下げに反対する会長声明（平成29年3月8日）、「共謀罪」と実質的に変わらない、いわゆる「テロ等準備罪」を創設する組織犯罪処罰法改正法案の国会提出に反対する会長声明（平成29年3月8日）等、計10件

の会長声明及び1件の意見書を発出しました。

ウ その他の主な活動

人権侵害救済申立事件の調査等、当番弁護士活動、被疑者国選弁護対応、少年付添人対応、消費者被害救済活動、犯罪被害者支援活動、高齢者・障がい者の権利擁護活動、女性の人権擁護活動、民事介入暴力対策活動などを行いました。

(3) 司法アクセス障害の解消及び法教育の強化に向けた活動

ア 法律相談事業

- ① 弁護士会館において法律相談を実施しました。
- ② 地域法律相談センター（井笠、東備、新見、高梁、勝英、津山、倉敷、真庭。県内8か所）において法律相談を実施しました。
- ③ 夜間・土日法律相談センター（岡山パブリック法律事務所内）において法律相談を実施しました。
- ④ 岡山市をはじめとする県内自治体等が行う法律相談に相談担当者を派遣しました。
- ⑤ 岡山県内の弁護士事務所がない市町村で「あなたの街で会いましょう！弁護士無料法律相談会」を実施しました。
- ⑥ 遺言・相続に関することや高齢者を対象とした無料電話相談を実施しました。
- ⑦ 全国一斉労働ホットライン、全国一斉女性の権利110番、欠陥住宅110番、全国一斉生活保護ホットライン、全国一斉投資被害110番など特定分野に特化した電話無料法律相談を実施しました。

イ 各種講演会に講師を派遣しました。

ウ 仲裁等を実施しました（行政ADR、医療ADRを含む）。

エ 中学生、高校生、大学生を対象にした法教育を実施しました。

オ 県民法律講座を実施しました。

カ　自治体から要請があれば、避難所等へ弁護士を派遣し無料相談を実施するといった内容の災害協定を、赤磐市、笠岡市、総社市、岡山市、倉敷市、真庭市の6市と締結しました。

キ　美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村の4市町村と、出張仲裁実施に関する協定を締結しました。

#### (4) 東日本大震災の被災者に対する支援活動

平成28年10月1日に、『福島県甲状腺がん多発問題と100ミリシーベルト閾値（しきいち）論の誤り』と題する講演会及び東日本大震災の被災者（県内避難者）を対象とした無料法律相談会を実施しました。

以上

## 別紙

平成28年度一般会計・収支決算書  
(H28.4.1～H29.3.31)

岡山弁護士会

## 収入の部

款		金額(円)
1	会費	88,390,000
2	手数料	15,244,550
3	負担金	959,846
4	諸受入金	71,189,599
5	受取利息	2,219
6	雑収入	257,900
7	前年度繰越金	83,769,480
合計		259,813,594

## 支出の部

款		金額(円)
1	会議費	1,249,897
2	交際費	566,356
3	出張旅費	2,886,290
4	委員会費	28,058,899
5	補助金・日当	55,425,980
6	事務費	79,534,052
7	繰入金	8,000,000
8	東日本大震災復興支援対策	300,000
9	第19回弁護士業務改革シンポジウム	431,999
10	弁護士会館耐震補強問題対策	420,000
11	弁護士会照会調査室費用	160,640
12	給費制実現対策	73,340
13	予備費	475,400
14	次年度繰越金	82,230,741
合計		259,813,594

平成28年度公設事務所支援基金特別会計  
収支決算書  
(H28.4.1～H29.3.31)

岡山弁護士会

## 収入の部

款		金額(円)
1	一般会計受入金	5,000,000
2	事務所賃料	0
3	貸付金返済金	0
4	寄附金	0
5	資金運用利益金	0
6	受取利息	310
7	前年度繰越金	13,486,762
合計		18,487,072

## 支出の部

款		金額(円)
1	開設費	0
2	貸付金	0
3	公設事務所移転支出	5,171,740
4	剩余金	13,315,332
合計		18,487,072

## 別紙

### 平成29年度事業計画書

岡山弁護士会

#### 1 基本方針

平成29年度は、高齢者・障がい者等の社会的弱者（マイノリティ）の人権擁護のための諸活動に積極的に取り組みます。

また、弁護士会内にある委員会の活動をより活性化することで、人権擁護や社会正義実現に向けた活動、及び法教育に向けた活動、取調べ可視化実現や被疑者国選弁護の拡充等の刑事司法改革に向けた活動について、一層の充実を図ります。

さらに、東日本大震災の被災者に対する支援活動も継続して行うほか、県内の各市町村との間での災害協定の締結を一層進めていきます。

#### 2 主な活動計画

##### （1）高齢者・障がい者等の社会的弱者（マイノリティ）の人権擁護のための諸活動

ア 平成29年5月7日に、平成29年度憲法記念県民集会として「マイノリティって誰のこと？～差別の解消に向けて～」と題するシンポジウムを開催  
イ 高齢者・障がい者等の社会的弱者（マイノリティ）に対する各種権利擁護活動

##### （2）人権擁護、社会正義の実現のための活動

人権侵害救済申立事件の調査等、当番弁護士活動、被疑者国選弁護対応、少年付添人対応、消費者被害救済活動、犯罪被害者支援活動、女性の人権擁護活動、民事介入暴力対策活動など

##### （3）司法アクセス障害の解消及び法教育に向けた活動

ア 法律相談事業

- ① 弁護士会館における法律相談の実施
  - ② 地域法律相談センター（井笠、東備、新見、高梁、勝英、津山、倉敷、真庭。県内 8 か所）における法律相談の実施
  - ③ 夜間・土日法律相談センター（岡山パブリック法律事務所内）における法律相談の実施
  - ④ 岡山市をはじめとする県内自治体等が行う法律相談に相談担当者を派遣
  - ⑤ 弁護士事務所がない地域で「あなたの街で会いましょう！弁護士無料法律相談会」の実施
  - ⑥ 遺言・相続に関することや高齢者を対象とした無料電話相談の実施
  - ⑦ その他相談の内容に応じた法律相談を実施
- イ 各種講演会に講師を派遣
- ウ 仲裁等の実施（行政ADR、医療ADRを含む）
- エ 中学生、高校生、大学生を対象にした法教育の実施。特に重点的な取組として、中学生、高校生を対象とする、主権者教育、消費者教育及びキャリア教育に関する弁護士講師派遣授業の実施
- オ 県民法律講座の実施
- (4) 取調べ可視化実現や被疑者国選弁護の拡充等の刑事司法改革に向けた活動  
取調べ可視化実現等に関する講演会等の実施
- (5) 東日本大震災の被災者に対する支援活動  
東日本大震災の被災者、殊に県内避難者に対する法律相談等の実施
- (6) 災害発生時における法律相談支援等の弁護士会の活動の体制整備  
昨年度は 6 市と災害協定を締結しましたが、本年度は協定未締結の県内各市町村との協定締結を目指し、県内全域で被災者に対する無料相談実施等の支援が実施できる体制を構築いたします。

以上

## 別紙

平成29年度一般会計・收支予算書  
(H29.4.1～H30.3.31)

岡山弁護士会

## 収入の部

	款	金額(円)
1	会費	89,168,000
2	手数料	13,650,000
3	負担金	881,500
4	諸受入金	67,448,004
5	受取利息	1,000
6	雑収入	236,000
7	前年度繰越金	82,230,849
	合計	253,615,353

## 支出の部

	款	金額(円)
1	会議費	1,900,000
2	交際費	400,000
3	出張旅費	3,500,000
4	委員会費	38,090,000
5	補助金・日当	60,338,100
6	事務費	85,705,608
7	繰入金	4,000,000
8	東日本大震災復興支援対策	800,000
9	弁護士会照会調査室費用	200,000
10	給費制実現対策	200,000
11	支部弁護士控室対策	100,000
	弁護士学校派遣パイロット事業費用	700,000
12	予備費	5,000,000
13	次年度繰越金	52,681,645
	合計	253,615,353

平成29年度公設事務所支援基金特別会計  
收支予算書  
(H29.4.1～H30.3.31)

岡山弁護士会

## 収入の部

	款	金額(円)
1	一般会計受入金	0
2	事務所賃料	0
3	貸付金返済金	0
4	寄附金	0
5	資金運用利益金	0
6	受取利息	100
7	前年度繰越金	13,315,332
	合計	13,315,432

## 支出の部

	款	金額(円)
1	開設費	0
2	貸付金	12,000,000
3	公設事務所移転支出	0
4	剩余金	1,315,432
	合計	13,315,432

平成29年5月22日

## 平成28年度事業報告書

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

代表社員 水 谷 賢

### 第一 現況

#### 1 所属弁護士等

##### (1) 所属弁護士の構成（平成28年度）

以下のとおり、延べ17名の弁護士で対応してきた。

No	弁護士名	修習期	役職	在籍期間
1	水谷 賢	26期	所長・社員	H16.8から現職
2	井上 雅雄	49期	玉野・社員	H24.4から現職
3	高木 成和	55期	津山・社員	H18.4から現職
4	吉川 拓威	59期	岡大・社員	H22.10から現職 H29.4退職
5	上尾 洋平	旧61期	本部・社員	H24.6から現職
6	小堺 義弘	新61期	津山	H20.12から現職
7	溝手 はるか	新61期	玉野	H27.9から現職
8	西尾 史恵	新62期	本部・社員	H21.12から現職
9	木島 紗千恵	新62期	津山	H21.12から現職
10	船越 啓孝	66期	本部	H25.12から現職
11	入口 優	66期	玉野・社員	H29.4から社員
12	江口 秀計	67期	本部	H27.1から現職
13	河内 紀篤	67期	津山	H27.1から現職
14	森岡 佑貴	68期	本部	H28.1から現職
15	中村 元祐	68期	本部	H28.1から現職 H29.1退職
16	吉岡 康祐	42期	岡大	H29.1から現職
17	安彦 俊哉	69期	岡大	H29.1から現職

(2) 事務職員（延べ人数）

ア 正職員 28名（社会福祉士6名を含む）

本 部： 18名

岡大支所： 1名

津山支所： 5名

玉野支所： 4名

イ パート 14名（社会福祉士2名を含む）

本 部： 9名

岡大支所： 0名

津山支所： 3名

玉野支所： 2名

2 財政

収支は別紙のとおり。

3 事業の状況

(1) 相談件数

① パブリック弁護士が受けた相談件数 2089件

② 夜間相談 130件

③ 土日相談 130件

(2) 受任件数

665件

(3) 成年後見事件担当数

609件以上

(4) 公益事件への関与

ア 公益事件裁判等への関与

原発被害者訴訟弁護団参加

生活保護引下反対弁護団

障害者差別解消法に基づく短大教員の不当配点取消訴訟

65歳問題訴訟

イ その他公益活動

パブリックシェルター事業（野宿者・刑余者・生活保護受給支援）

生活保護支援ネットワーク事務局

ウ NPO法人など地域ネットワークの立ち上げ、事務局設置、支援等

NPO法人高齢者・障害者支援ネットワーク

NPO法人おかやま入居支援センター

NPO法人子どもシェルターモモ

NPO法人津山DVシェルターろびん

NPO法人あんしんコミュニティ岡山

NPO法人おかやまUFE

おかやま司法福祉ネット

司法と福祉の勉強会

## (5) 支所の活動

### ア 岡山大学内支所

相談件数： 149 件

受任件数： 39 件

- ・岡山大学医学部生研修受入
- ・エクスターント・クリニックに協力
- ・同大学院卒業生 3名をアルバイトとして短期雇用して、法律事務補助、書面起案等、法律実務に携わらせる「サマークラーク」を実施。

### イ 津山支所

相談件数： 860 件

受任件数： 260 件

- ・津山支部管内 4カ所の警察署の刑事事件につき対応。
- ・行政、精神科病院、地域包括支援センター、地域生活支援センター、社会福祉協議会、司法書士等の地域ネットワークに参画、連携して高齢者障がい者支援に当たった。
- ・津山DVシェルターろびんの事務局業務、入居者対応
- ・児童相談所、行政の子ども虐待ケース会議に所属弁護士が参加、法的サポートを行った
- ・周辺地域行政や団体、その職員や専門職との交流を深め、気軽な法的アドバイザーとしての存在をアピールし、定着している。

### ウ 玉野支所

相談件数： 369 件

受任件数： 123 件

- ・弁護士不在の独立簡易裁判所管地域である玉野支所に 3名の弁護士を

配置し、弁護士への地理的アクセス障害を解消した。

- ・高齢者・障がい者対応のネットワークに（たまのネット懇）参画し、成年後見等の活用を提案する準備活動を行った。
- ・玉野市民に対する当事務所の認知度を向上するため、なんでも相談会に参加するなど当事務所の認知を広める活動を行った。

#### エ 後見センター

- ・平成26年1月に後見センターを本部に設置し、後見業務に関して、より専門的な業務を行っている。
- ・センター内に専従の弁護士2名及び身上監護の専門家である社会福祉士8名が所属し、被後見人等の支援体制が強化されている。また、年金手続や金融機関の対応等後見業務に特化した事務局が専従していることで、専門化と効率化を図っている。なお、専従弁護士のうち1名は、今年度社会福祉士の資格を取得し、更なる高い質の後見サービスを提供する状況を整えた。
- ・他では受けられない生活保護受給者や金銭管理が困難な案件、障害特性から頻回の対応を必要とする困難な案件についても可能な限り受任し、NPO等の各種機関と連携して本人を支援している。
- ・福祉関係者との信頼関係も厚くなり、ほぼ毎日新件の相談を受けている状況であって、後見事件の稼働件数は約600件となった。

## 第二 現状評価と課題

### 1 法的サービス

#### (1) 評価

##### ア 本部・支所の活動

- ・相談件数、受任件数の実績から、岡山市内地域、津山支所及び玉野支

所での市民の駆け込み寺としての機能は定着したといえる。

- ・本部は、平成28年5月から平成29年1月まで、岡山市勤労者福祉センターから旧後楽館中学高校天神校舎南棟へ転居することとなったが、相談件数の大きな落ち込みはなく、活動することができた。その結果、相談件数総数、受任件数ともに昨年度比で回復した。
- ・設立から3年目を迎えた後見センターについて、社会福祉士及び職員の補充並びにソフトウェアの活用による報告システムの整備をすすめ、増加する後見業務に対する需要に対応した。

#### イ 経済的アクセス障害への取組

借金の相談は無料、その他の経済的困窮者は法律扶助制度を利用したり、裁判費用の長期分割払契約をしたりするなどして、「経済的理由では断らない」理念を現在においても貫いている。

#### ウ 社会的アクセス障害への取組

「他の弁護士に相談して断られた」「パブリックに行けと言われた」という相談や受任を受け入れている。また、障がいがある方、被虐待者、刑余者等の相談や支援に積極的に関わっている。

その他、後見事件や、シェルター、入居支援NPOを通じ、障がいがある方が社会の中で生活して行かれるよう支援ネットワークを拡充している。法律と福祉の協働の効果について、さらに新たな可能性を探りたい。

また、当事務所では、後見センターを中心に600件近くの成年後見案件を受任しているものの、なかには資産がなく収入がわずかな精神障がい者や知的障がい者の保佐人・補助人となって、長期入院からの地域移行を応援し、安定した地域生活を支えている。また、虐待を

受けて避難している高齢者の生活も支えている。このような案件は、公益に資するものの、難件が多く、かつ、本人から報酬を受領することが困難である。

## (2) 課題

### ア 本部及び支所の活動について

本部は、平成29年2月から岡山市勤労者福祉センターに復帰している。

一般民事業務や不採算案件における対応については、熟達がみられるものの、中小零細の企業に対する支援については、依然として不十分である。

また、岡山大学内支所の相談件数は、やや減少したものの、大学内に存在する法律事務所の認知は、以前と比較して浸透している。

今後は、岡山大学と提携して独自の法律サービスを提供できるよう配慮する必要がある。

### イ 経済的アクセス障害への取組～岡山弁護士会との連携

岡山弁護士会の「夜間法律相談センター」「土日法律相談センター」を併設し、当事務所が受付事務を担っている。

当事務所では、多重債務の相談は無料とし、経済困窮者の利用の促進を進めているが、士業等の一括相談無料化が進む中で「弁護士は金がかかる・料金が高い」というイメージの払拭が達成できたとは言い難い。わかりやすい料金設定や、さらに言えば法律相談全件無料化等の議論を岡山弁護士会や会員との関係の中で、引き続きしていく必要がある。

#### ウ 社会的アクセス障害への取組～「成年後見等」

上述のとおり、当事務所では、「地域移行」「虐待対応」など公益的意義のある困難で不採算な成年後見等案件を受任しているが、この部分が、当事務所の収益を圧迫しているのが現状である。

経済的な理由から成年後見人等による援助を受けられないことをなくすため「成年後見制度利用支援事業」が用意されている。

しかし、「市町村長申立要件」を残してこの事業の利用を制限している市町村がある。岡山県下のほとんどの市は「市長申立要件」を撤廃したが、県南の2つの市でこれが維持されている。今後、この面での公益活動を継続するため、弁護士会とも協力してこの要件の撤廃に向けて活動を継続する。

## 2 財政状況

### (1) 評価

平成28年度は、売上が約2000万円増加し、収支は約1300万円の黒字となった。

後見事件の受任件数の増加が売上を押し上げると共に、かかる津山支所及び玉野支所の収益に改善が見られたことから収支を回復することができた。

ただし、当事務所が受任している公益事件をはじめとする不採算事件への取り組みに関しては事件単価の低さが否めない。特に、成年後見の困難かつ不採算な案件は、事務所全体の収益を圧迫している。

なお、平成28年度は、3年を経過した経験弁護士について、業績運動給制度を導入し、収支に合わせた報酬体系を構築すると共に、後見事件のみならず、その余の事件においても財政的基盤を支えることができるよう対応したものの、弁護士及び従業員については、大きな減給なく対

応することができた。

ただし、他の法律事務所と比較して、弁護士及び従業員の何れも低い給与水準であるため、改善を検討する必要がある。

## (2) 課題

過去当事務所の収益を支えた過払回収による収入は、今後は期待することができないことから、①後見事件の一元管理体制を構築すべく立ち上げた後見センターについて、さらに処理効率を上げて多くの事件をこなし、他団体とも連携して「成年後見制度利用支援事業」の「市長申立要件」撤廃活動を行って採算性をあげる、②福祉関係者など、現場で当事者に対応する専門職からの相談に対応できる体制を整え、高齢者・障がい者関係事件のすくい上げをはかる及び③公設事務所の理念に合致した新しい取り組み（経営改善・起業支援・中小零細企業支援など）を実現する。

## 3 法曹養成

### (1) 評価

岡大ロースクールへ協力体制を取り、法曹養成のカリキュラムをこなした。所属の弁護士、社会福祉士が、岡大ロースクールへの非常勤講師として、講義を行っているほか、法曹を志す学部学生に対する特別講義も行っている。

また、独自の取組である「サマークラーク」も6年目を迎え、法曹を目指しているロースクール卒業生に法律実務や公益活動・事件に触れる機会を作るなど、実務経験の活動として好評を得ている。

## (2) 課題

養成活動については岡大ロースクール主導で行われる部分が大きく、法科大学院制度そのものの縛りもあり、公設事務所独自の取組についてさらに新たな考察が必要である。

サマークラークの取り組みは好評で、今後も継続していく。

また、現在、ロースクール卒生の弁護士未就職者支援について検討中である。岡大ロースクールとの協働により、魅力的な活動を企画し、法曹養成に生かしていくべく協議中である。

## 4 その他

### (1) 弁護士人事

#### ア 所長

平成28年4月1日付で水谷賢弁護士が所長に就任し、2年の任期のうち、1年を経過した。

ただし、所長の年齢などを考慮すると、早期に次期所長を選任する必要が生じる可能性も否定できない。

今後も岡山弁護士会とも協力して、早期に次期所長の人選を行い、継続的な人事ができるような仕組みづくりを引き続き検討する。

#### イ 中堅

今年度において、中堅弁護士として吉岡康祐弁護士を採用した。もっとも、同弁護士は、平成29年度から日本弁護士連合会の副会長の職に就くため、同年度の実働は期待できない。

今後は、実働可能な中堅弁護士の採用について、弁護士会、日弁連、公設事務所とも連携していく必要がある。

#### ウ 新人

平成28年度において、新人弁護士安彦俊哉弁護士を採用したものの、例年受け入れていた法テラスのスタッフ弁護士の採用ができなかつた。

今後は、新人弁護士の採用については、司法過疎地・弁護士偏在地とのかねあいや、現有人員とその退任時期を検討しながら計画的に行う必要がある。

以上

# 平成28年度財産目録

(平成29年3月31日)

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

単位:千円

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1 流動資産		171,831	
2 固定資産		4,403	
3 繰延資産		717	
資産合計			176,951
II 負債の部			
1 流動負債		101,368	
2 固定負債		3,500	
固定負債合計			
負債合計			104,868
当期純資産(繰越利益剰余金)			72,084

# 平成28年度収支計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

科目・摘要	単位:千円		
	金額		
I 収入の部			
1 売上高	334,445		
2 雑収入	2,072		
収入合計		336,517	
II 支出の部			
1 販売費一般管理費		323,259	
2 雑損失		—	
3 特別損失(備品除却損)		—	
支出合計		323,259	
当期収支差額		13,258	
法人税等充当額		—	
当期純利益		13,258	

平成29年5月22日

## 平成29年度事業計画書

弁護士法人岡山パブリック法律事務所  
代表社員 水谷 賢

### 1 市民のための駆け込み寺～動く駆け込み寺の実現

市民のための「駆け込み寺」の理念を掲げ12年以上に亘って資力のないことを理由に法律的支援を断らないという活動を行い、岡山市内においては、当事務所に対する認知は進んだものと思われる。

今後は、引き続き高齢化社会に伴い増大する後見業務等の需要に対してきめ細やかな対応を可能とするためNPOや福祉関連機関との連携の強化を進めるとともに、更なる権利擁護活動に邁進できる体制を構築する。

### 2 司法過疎地域解消に向けて

平成27年1月に保坂いずみ弁護士が当事務所を退職後、北海道根室市で開業することとなったことを最後に、平成28年度は、司法過疎地域解消に貢献することができなかった。

今後は、改めて司法過疎地域解消の理念のもとに、過疎地への赴任を希望する弁護士を養成すると共に、積極的に出張相談に応じるなど「弁護士のいない地域」の人々が法的サービスから取り残されないように尽力する。

### 3 高齢者障がい者の権利擁護事業

「成年後見センター」の設立から4年以上が経過し、当事務所において600件をこえる後見事件を取り扱っている。

当事務所所属の社会福祉士及び職員のスキルも日々向上し、案件毎にきめ細やかな対応が可能となっている反面、後見業務に対する需要に対して全て対応することができない状況である。

今後は、NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク、NPO法人おかやま入居支援センター等との連携を強化しつつ、後見業務に対する需要に応えながら、高齢化社会において重要な役割を担う存在となることを目指す。

#### 4 公益事件への取り組み

個人の事務所では取り組みが困難な事案を積極的に受任する。

DV、子どもの権利擁護や失業者、野宿者及び刑余者の自立支援など、シェルター事業を中心に、関連各団体（古松園・NPO法人岡山ホームレス支援きずな、生活保護支援中国ネットワーク）と連携して生活再建・支援活動を継続していく。

また、当事務所の弁護士及び社会福祉士が中心となって、障がい者が刑事手続きの被疑者又は被告人となった場合における福祉関係者及び弁護士に対するハンドブックの作成を進めており、障がい者支援を更に強化する。

#### 5 中小企業支援の取り組み

零細中小事業者に対する支援に注力する。特に、窮境時において、破産による廃業に限らず、事業の再建による雇用の確保及び経営者については経営者保証ガイドラインに則った居宅の確保等多様な企業の再建に尽力し、地域経済にも貢献する。

以上

# 平成29年度収支予算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

科目・摘要	金額		
I 収入の部			
1 売上高	318,000		
2 雑収入	34		
収入合計		318,034	
II 支出の部			
1 販売費一般管理費		314,041	
支出合計		314,041	
当期収支差額		3,993	
法人税等充当額		1,637	
当期純利益		2,356	